

改正貸金業法の完全施行後3年を経過しての会長声明

出資法の上限金利の引き下げや総量規制等を含む改正貸金業法の完全施行から3年が経過した。

5社以上の借入れを有する多重債務者は、2006年の法改正時の約230万人から約29万人に減少し、自然人の自己破産申立件数も法改正時の約17万人から約9万人に激減している。ヤミ金の被害も、各地の警察署、消費生活センター等への被害届、相談件数等は減少傾向にある。

そして、年間の自殺者数は、昨年15年ぶりに3万人を割り、一昨年と比較して9.1%も減少しているが、そのうちの多重債務による自殺者は、昨年1年間で839人で、法改正時の1973人から839人へと半分以下に減少しており、官民連携による多重債務対策は、自殺対策としても機能していると評価されている。

このように、改正貸金業法の完全施行により、多重債務問題は大きく改善していることは、統計上明らかである。

他方、多重債務問題の真の解決に向けては、さらなる取組みも必要である。

まず、「ヤミ金」については、そのターゲットとなり得る「生活困窮者」への経済的支援が重要である。現在、我が国においては、年収200万円以下で働く民間企業の労働者は1000万人を超え、生活保護受給者数が過去最高を更新し続けるなど、貧困問題は深刻さを増している。この貧困問題・生活困窮者対策がヤミ金被害の減少に直結するはずである。

また、いわゆる「金融円滑化法」の終了もあり、「高利に頼らない」ためのセーフティネットの構築が、個人だけでなく中小企業向けの対策としても重要となっている。

加えて、残された最後の「グレーゾーン金利」とされている質屋営業に関する年109.5%の特例金利に関し、これまでも当会はその廃止を求めてきたが、現在、担保価値のほとんどない物を質物として預けさせて、金銭を高利で貸し付ける事例が目立つ。これは、質屋営業による特例金利を目当てとした高利被害とすることができ、この特例金利についても早急に廃止し、我が国から「グレーゾーン金利」を一掃することを強く求める。

以上のとおり、当会は、改正貸金業法の成果を確認するとともに、残された多くの課題への取組みを決意する次第である。

2013（平成25）年7月1日

佐賀県弁護士会

会長 桑原 貴洋